

平成27年度 九州大学法科大学院 入学試験 問題
公法系法学専門試験
(憲法)

(配点50点)

いわゆる私人間効力に関して、学説状況と主な判決例にふれながら、説明しなさい。

平成27年度九州大学法科大学院入学試験問題
公法系法学専門試験
<行政法>

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 理由の追完と差替え
- 2 国家補償の谷間
- 3 公法上の確認訴訟の活用論
- 4 作用法的行政機関概念と事務配分的行政機関概念
- 5 要件裁量説と効果裁量説
- 6 違法性の承継
- 7 代位責任説と自己責任説

平成27年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

【民法】

〔民法Ⅰ〕

【設例1】をよく読んで〔小問1〕〔小問2〕に解答しなさい。なお、各小問は、互いに独立したものとする。(配点：〔小問1〕20点、〔小問2〕10点)

【設例1】

- (1) A女は、夫であるB男に無断で、Bから代理権を与えられていると称して、A自身の事業資金を金融機関であるKから借り入れるため、BがAとの婚姻前から所有する甲土地を担保のためにKに譲渡する契約をKとの間で締結した。なお、ABの間には、唯一の子Cがいる。
- (2) 実は、その少し前、Bは、やはり婚姻前から所有していた乙土地(B名義に登記されていた)をAに贈与する契約を締結していた。そして、Bは、乙土地の登記名義をAに書き換えるため、登記済み権利証や実印と印鑑証明書のほか、委任状をAに交付していた。
- (3) 上記(1)の甲土地の譲渡担保契約締結に当たって、Aは、Bから預かっていた(2)の実印と印鑑証明書をKに対して提示した。
- (4) その後、Aは、期限が来ても借入金を返還しないため、Kは、Bに対し甲土地について所有権移転登記を請求している。

〔小問1〕Kは、どのように主張することが考えられるか。また、Bは、どのように反論することが考えられるか。このKB間の紛争は、どのように解決されるべきか。

〔小問2〕(2)と(3)の事実はなく、(4)の後、Aが死亡した。そして、Aが死亡した1ヶ月後にBが死亡した。この場合、Kは、Cに対して甲土地の所有権移転登記を請求することができるか。逆に、(4)の後、まず、Bが死亡し、Bが死亡した1ヶ月後にAが死亡した場合は、どうか。

〔民法Ⅱ〕

転用物訴権とはどのようなものか。判例・学説を踏まえ、かつ、下記の【設例2】に即して説明しなさい。

【設例2】

Zが自己所有の丙店舗をYに賃貸し引き渡した。Yはその丙店舗の改修工事をX工務店に依頼した。Xは工事を完了し丙店舗をYに引き渡したが、XがYから工事代金を受領しないで行間に、Yが事実上倒産してしまった。丙店舗は、その後YからZに返還された。

(配点：20点)

平成27年度九州大学法科大学院入学試験問題
民事法系法学専門試験
<商法・会社法>

下記設例を読み、後記設問に解答しなさい（配点 50点）。

【設例】

1. 取締役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）の定款には、甲社の取締役は3名ないし10名である旨が定められているが、創業以来取締役の員数は一貫して5名である。甲社には、A、B、C、D、Eの5名の取締役が就任していたが、その全員が平成26年6月に開催された甲社の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）終結時をもって任期満了となった。
2. 本件株主総会に先立ち、甲社は、議決権を有する全株主に対し招集通知を発送したが、当該招集通知には第2号議案として、「取締役全員任期満了につき改選の件」と記載されていたのみで、具体的な選任数や候補者に関する記載はなかった。
3. 本件株主総会では、第3号議案として予定されていた「監査役1名任期満了につき改選の件」が第2号議案に先立って取り上げられ、監査役候補者としてEが提示され、Eの監査役選任が付議・可決され、さらに、議長である代表取締役社長Aは、Eから監査役就任について内諾を得ている旨を議場に説明した。第3号議案についても、招集通知にEを監査役候補者とする旨の記載はなかった。
4. 続いて、本件株主総会では、第2号議案が取り上げられ、A、B、D、F、Gを取締役候補者とする旨が提示され、A、B、D、F、Gの各取締役選任が付議・可決された。A、B、D、F、Gについても、議長であるAから取締役への就任の内諾を得ている旨の説明がなされた。

【設問】

本件株主総会において取締役に再任されなかったCは、「本件株主総会の招集通知には、選任される取締役の具体的員数の記載がなく、そのため累積投票を請求する機会を失った」として、決議成立の日から3か月以内に本件株主総会における第2号議案に関するA、B、D、F、Gの各選任決議取消訴訟を提起した。Cの主張の当否を検討しなさい。なお、Cは甲社の株式を保有しておらず、また、甲社は、定款により累積投票の請求を排除していない。検討にあたっては、設例に記載されていない事情を読み込む必要はない。

平成27年度九州大学法科大学院入学試験問題
民事法系法学専門試験
＜民事訴訟法＞ (50点)

〔問題〕以下の設例を読んで、設問に解答しなさい。

〔設例〕

Xは、Yとの取引から生じた1500万円の売掛金債権（以下、「甲債権」という）を、Yに対して有している。Xは、自身の債権者であるAに対し600万円の債務を負っており、その弁済を急ぐ必要があったことから、Yに対し、甲債権全額1500万円のうちの一部であることを示しつつ、600万円のみの支払を求める訴えを提起した。この訴訟の第一審ではXの請求を全部認容する判決が出されたところ、これを不服としてYが控訴した。

〔設問〕

〔設例〕の訴訟が控訴審以降において以下の状況に至った場合について、下記の各設問に解答しなさい。なお、各設問は独立したものであり、各設問における訴訟や判決の状況は他の設問には関係ないものとする。

- (1) 控訴審において、Xが、当初の600万円の請求を甲債権の残部を含めた1500万円全額とすることは許されるかを解答しなさい。
- (2) 控訴審係属中に、Yは直ちに甲債権の全額1500万円を支払う旨をXに告げたので、Xは訴訟を続けるのは無意味と考え、Yの同意を得た上で設例の訴えを取り下げた。この後、Yが甲債権につき約束どおりの支払をまったくなさないため、Xは甲債権残部を含めた1500万円全額の支払を求める訴えをあらためて提起した。この訴訟は許されるかを解答しなさい。
- (3) 控訴審の裁判所は、第一審裁判所と異なり、甲債権全体の額は400万円にすぎないと判断し、Xの請求のうち400万円を認容し200万円を棄却する判決を出し、この判決が確定した。この後、Xが甲債権の残部900万円の支払を求める訴えを提起した場合について、このXの後訴は許されるかを解答しなさい。

平成27年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑法】(配点50点)

法学部の学生甲は、日頃から生意気だと感じていたAを痛い目に遭わせてやろうと考え、腕っ節の強さでは知られていた友人の乙に対し、共にAを殴りつけることを提案すると、Aに対し同じように快く思っていなかった乙もこれを了承し、両者は、翌日、近くのX公園にAを呼び出して犯行に及ぶことを約した。

次の日、呼出に応じてAがX公園にやってくると、甲と乙が待ち構えており、いきなり乙がAの顔面を拳で強打した。これにより顔に裂傷を負い、地面に倒れ込んだAは、このままではやられると思い、手元に落ちていたこぶし大の石塊を乙に向けて投げつけたところ、当該石塊は乙にはあたらず、甲の膝に当たった。甲は、痛みのあまり座り込んだが、Aの意外な反撃に憤激の念を抱くと共に、再び別の石塊を拾って投げつけようとするAに対して防衛する必要を感じ、乙に対し、「正当防衛だから罪にならない。これでやれ」と叫んで、乙には知らせずに密かに携帯してきた刃渡り20センチの包丁を、死亡する危険があることを十分承知の上で乙に手渡した。これを受け取った乙は、なお反撃の姿勢を見せるAに対し、やはり憤りの感情を抱いたが、罪にならないとの甲の言葉を信じ、Aに突進して、当該包丁を死んでも構わないとの思いでAの胸部に深々と突き刺した。これによりAは失血死した。

甲および乙の罪責について論ぜよ(特別法違反の点は除く)。

平成 27 年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事系法学専門試験

【刑事訴訟法】(配点 50 点)

次の最判平成 25 年 3 月 18 日刑集 67 卷 3 号 325 頁の判旨を読み、以下の各設問に答えよ。(解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。)

「公判前整理手続は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために、事件の争点及び証拠を整理する。a 公判準備であるところ、公判前整理手続において十分に争点及び証拠を整理するためには、検察官の主張に対する反論として、被告人側の主張やその取調べ請求証拠が明らかにされなければならないことから、刑訴法 316 条の 17 は、被告人又は弁護人に対し、検察官の証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、b 同法 316 条の 14、316 条の 15 第 1 項の各規定による証拠開示を受けた場合に、c 公判期日においてすることを予定している主張があるときには、これを明らかにするとともに、その証明に用いる証拠の取調べを請求することを義務付けている。

このように、同法 316 条の 17 は、被告人又は弁護人において、公判期日においてする予定の主張がある場合に限り、公判期日に先立って、その主張を公判前整理手続で明らかにするとともに、証拠の取調べを請求するよう義務付けるものであって、d 被告人に対し自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるものではなく、また、公判期日において主張をすることが被告人の判断に委ねられているのであって、e 主張をすることを強要するものでもない。」

設問 1 波線部 a のいう公判準備につき、公判前整理手続によらない場合は、どのような手続により行われるかを説明せよ。(配点 10 点)

設問 2 波線部 b のいう刑訴法 316 条の 14 による証拠開示と 316 条の 15 による証拠開示の目的および手続の違いについて説明せよ。(配点 10 点)

設問 3

(1) 波線部 c のいう、「被告人に対し自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けること」はなぜ違法か、また、波線部 d のいう被告人に対し、「主張をすることを強要すること」はなぜ違法か、根拠条文を指摘した上で、両者の意義の異同についても説明せよ。(配点 15 点)

(2) 現行法上、被告人が刑訴法 316 条の 20 の証拠開示を得るためには、下線部①のいう予定主張を行う必要があるところ、このことが、なぜ波線部 d のいうところの主張の強要に当たらないといえるのか。また、たとえ主張の強要には当たらないとしても、検察側の立証を待たずに被告人側の主張を義務付けることが、現行刑事訴訟法の基本原理ないし基本原則と整合しない点はないかを論ぜよ。(配点 15 点)